

# 藤枝市立総合病院広告付き案内板設置業務仕様書

## 1 募集内容

### (1) 業務名称

藤枝市立総合病院広告付き案内板設置業務

### (2) 業務内容

提携医療機関情報及び地図情報並びに広告枠が一体となった広告付き案内板を作成・設置するとともに、同広告枠に掲載する事業者等の広告主を募集し、広告を掲載する。

### (3) 設置場所

藤枝市駿河台 4-11-1 1階玄関ホール（別紙1のとおり）

## 2 設備について

### (1) 規格

高さ 2,100mm×横幅 2,300mm×奥行 150mm 程度とすること。

### (2) 構成

広告付き案内板の構成は、地図枠、提携医療機関情報枠、広告枠とする。

### (3) 材質、デザイン、構造等

- ① ボンデ鋼板等の強度・耐久性に優れた素材を使用すること。
- ② ISO認定工場にて製造した本体であること。
- ③ 設置場所が病院内であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるよう配慮すること。
- ④ 色覚障害者に配慮したユニバーサルデザインであること。
- ⑤ 錐利な角や縁、突起物等がない構造をとし、病院利用者等に危険を生じさせない構造とすること。
- ⑥ 本体は床面固定とし、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。
- ⑦ 55インチ程度のタッチ式モニターを設置すること。

### (4) 地図枠の仕様

- ① 地図は本体内に収まるようにし、病院周辺がわかる地図を掲載すること。
- ② 地図には、公共施設や災害時の避難場所等を分かりやすく表示すること。
- ③ 地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れた、ユニバーサルデザイン及び色覚障がい者に配慮した配色等でのバリアフリーデザインを採用すること。
- ④ 国土交通省の監修による「バリアフリー整備ガイドライン」に沿ってデザインすること。

### (5) 提携医療連携情報枠の仕様

タッチ式モニターのアイコンをタッチすることにより、所在地や診療科目から当院の連携医療機関を検索できること。

### (6) 広告内容の責任

- ① 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号について表示することができる。

- ② 広告を掲載できる者及び広告内容等については、藤枝市広告掲載取扱要綱（平成22年藤枝市告示第204号）及び藤枝市広告用モニター設置及び広告の放映に係る運用基準を遵守すること。
  - ③ 枠数、サイズ等は自由とするが、1枠が極端に大きく又は小さくならないようになると
  - ④ 広告の内容については、事前に病院に広告案を提出し承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。
  - ⑤ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、藤枝市立総合病院が推奨するものではありません。」等の表示をすること。
  - ⑥ 地図及び広告に関する問い合わせ先（設置事業者名及び連絡先）をわかりやすく表示をすること。
- (7) 広告内容の責任
- ① 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、病院は一切の責任及び負担を負わない。
  - ② 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。
  - ③ 病院に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、病院は責任及び負担を負わない。

### 3 設備の設置及び運用について

- (1) 事業者は地図及び提携医療連携情報枠の製作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- (2) 破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張替えを行うこと。
- (3) 万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- (4) 合理的な理由により、案内地図本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担する。
- (5) 撤去の際は、原状回復し、かかる費用については事業者が負担する。
- (6) 設備の設置については、地震等の際の転倒、落下を防止するための十分な対策を講じること。
- (7) 環境に配慮した設備とするため、LED電球の使用や調光器を設置するなど省エネルギー対策を講じ、電源の入・切が容易な構造にすること。また、電源確保に必要な工事等については、事前協議の上、許可を得て行うこと。
- (8) 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事項、その他必要な事項についても注記すること。

- (9) 広告の内容に関する苦情等については、一切の責任を負うものとし、苦情等があった場合には、速やかに解決にあたること。また、掲載された広告の広告主、広告内容に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該広告の掲載を中止すること。
- (10) 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

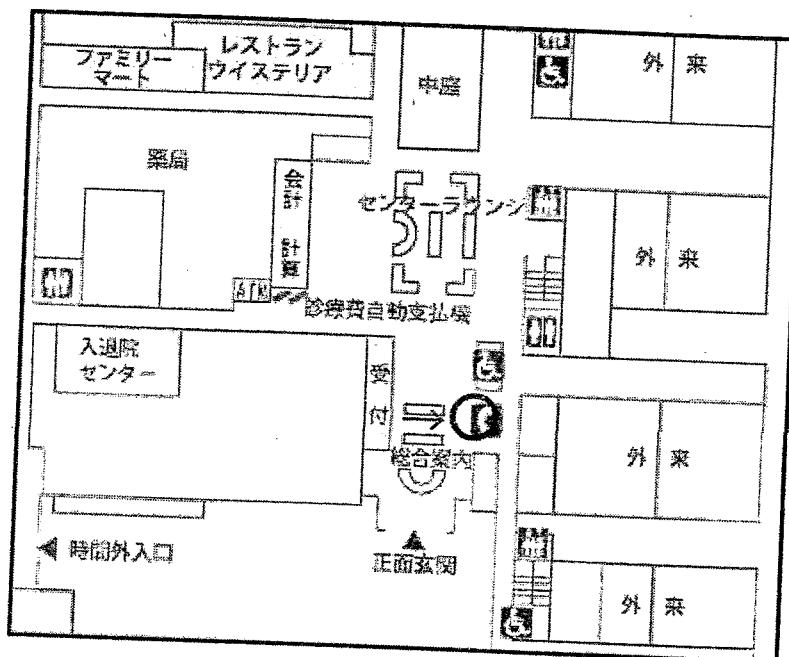
#### 4 支払い条件

- (1) 病院の指定する方法により、期日までに広告料等を支払うこと。支払われた広告料等は、返還しないものとする。ただし、病院の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (2) 電気を使用する場合は、電気使用料を支払うこと。

#### 5 その他

- (1) 事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 病院は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
- (3) 広告物の内容に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、病院の指示に従うものとする。

藤枝市立総合病院広告付き案内板設置場所



上記矢印方向から撮影

○ = 設置場所

